

永平寺町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように公布する。

令和 7 年 8 月 1 日

福井県吉田郡永平寺町長 河 合 永 充

永平寺町規則第17号

永平寺町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

永平寺町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則(令和 2 年永平寺町規則第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表第 3 中「

(17) 会計年度任用職員の妻が出産する場合であってその出産予定日の 6 週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後 1 年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子(条例第 8 条の 2 第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。)又は小学校就学の始期に達するまでの子(妻の子を含む。)を養育する会計年度任用職員が、これらの子の養育のため勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内における 5 日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間)の範囲内の期間
--	---

」を「

(17) 会計年度任用職員の妻又は子若しくは子の配偶者が出産する場合であってその出産予定日の 6 週間(多胎妊娠の場合にあっては、14週間)前の日から当該出産の日以後 1 年を経過する日までの期間にある場合において、当該出産に係る子(条例第 8 条の 2 第 1 項に規定する子をいう。以下同じ。)若しくは孫、又は小学校就学の始期に達するまでの子若しくは孫(妻の子若しくは孫を含む。)の世話をするため勤務しないことが相当であると認められるとき。	当該期間内における 5 日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長が定める時間)の範囲内の期間
--	---

」に改める。

別表第 4 中「

(2) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子(配偶者の子を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上であるものに限る。)が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして町長の定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして次に掲げる事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 ア 学校保健安全法第19条の規定による出席停止 イ 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第20条の規定による学校の休業に準ずる事由又はアに掲げる事由に準ずるもの	1の年度において5日(その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日)(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間)の範囲内の期間
--	--

」を「

(2) 9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は孫(配偶者の子又は孫を含む。以下この号において同じ。)を養育する会計年度任用職員(1週間の勤務日が3日以上とされている者又は週以外の期間によって勤務日が定められている者で1年間の勤務日が121日以上である者	1の年度において5日(その養育する9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子又は孫が2人以上の場合にあっては、10日(勤務日ごとの勤務時間の時間数が同一でない会計年度任用職員にあっては、その者の勤務時間を考慮し、町長の定める時間))の範囲内の期間
--	---

(同居していない孫をやむを得ない事由により一時的に養育する職員を含む。)に限る。)が、その子の看護等(負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして町長の定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして次に掲げる事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち入園、卒園又は入学の式典その他これに準ずる式典への参加をすることをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合 ア 学校保健安全法第19条の規定による出席停止 イ 児童福祉法第39条第1項に規定する保育所、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園その他の施設又は児童福祉法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等その他の事業における学校保健安全法第20条の規定による学校の休業に準ずる事由又はアに掲げる事由に準ずるもの	
---	--

」に改める。

附 則

この規則は、令和7年8月1日から施行する。